

通訳案内士のあり方に関する検討会の設置について

平成21年6月
観光資源課

通訳案内士は「民間外交官」とも呼ばれ、言語障壁を除去するのみならず、我が国の旅行地としての魅力を正確かつ適切な形で、外国人旅行者に対し直接アピールするための重要なソフトインフラである。2020年2000万人を迎えるにあたり、訪日旅行者の満足度を高めてリピーターの確保・拡大につなげるとともに、プレミアムデステーションとして我が国の観光地としての魅力向上を図る上でも、質の高い通訳案内士を確保する必要がある。

通訳案内士法(旧通訳案内業法)は、昭和24年に制定されて以降、大きな制度的変更なく継続してきたところであるが、平成15年にビジットジャパンキャンペーンを開始して以来、訪日外国人観光客数は急激に増加。これに伴い通訳案内士の数の不足が顕著になってきたことから、平成17年に通訳案内士法の制定等により、地域限定通訳案内士制度の導入や海外試験の実施など新しい環境に対応した制度変更を行ってきた。

しかしながら、インバウンド観光客の増加スピードは著しく、通訳案内士の量的課題に解消の目途がたっていない。とりわけ、アジア各国からのインバウンド観光客が増加しているにもかかわらずこれに対応した通訳案内士が不足している、また通訳案内士の登録者数が首都圏や近畿圏に集中しており地方部の通訳案内士が足りない、など言語的偏在や地域的偏在に大きな課題を抱えている。

また、通訳案内士を手配する側にとっては、有資格者の中にも質にばらつきがあるため安心して依頼できない、若しくは信頼して手配できるガイドが足りない、との指摘もあるなど、通訳案内士の質に関する課題が顕在化している。

一方で、通訳案内士の側からは、無資格ガイドが横行しており通訳案内士法が形骸化しているのではないかと、との指摘もある。また、通訳案内士としての資格を有するにもかかわらずガイド機会に恵まれないなど、職業としての枠組みが成り立たなくなっているのではないかと懸念がある。通訳案内士の資格を有するだけで職が確保されるわけではないことは当然のことであるが、一方で、職業としての魅力が高まらなければ通訳案内士のなり手がなく、ひいては通訳案内士が果たすべき重要な機能が損なわれてしまうことにも留意する必要がある。

業務独占を前提とした現行の通訳案内士制度そのものの妥当性も含め、通訳案内士を取り巻く様々な課題について検討を行い、他の国家資格制度を参考にしながら、また外国人留学生をはじめ我が国に在留する外国人の方々も含めておもてなしの体制を築く観点から、2020年2000万人時代を見据えた新たな通訳案内士制度を構築するためにはいかなる対応が必要なのか、について、制度の抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うため、本検討会を設置する。